

令和5年12月4日

都城市議会  
議長 長友 潤治 様

文教厚生委員会  
委員長 広瀬 功三

## 文教厚生委員会報告書

令和4年第2回都城市議会定例会及び令和5年第2回都城市議会定例会において、閉会中も継続して調査するものとして申し出た事件について、その調査結果を会議規則第109条の規定により、下記のとおり報告します。

### 記

#### 1 調査事項

- (1) 子どもの学力向上について
- (2) 子どもの生活支援について
- (3) 国民健康保険事業について
- (4) 学校給食センターの危機管理体制について

#### 2 本市における現状及び課題等について

##### (1) 子どもの学力向上について

###### ア 現状

- (ア) 令和4年度の全国学力テストの正答率を見ると、宮崎県は全ての科目について全国平均を下回っている。
- (イ) 本市の全国学力テストの正答率は、県の正答率を若干下回っている。  
(過去の一般質問答弁)
- (ウ) 市の取組みとして「学力向上・生活支援」策として福祉部が中心に事業を展開している。
- (エ) 令和4年度に教育委員会が小学校6年生と中学校3年生に実施した学習状況調査結果（小学校6年生と中学校3年生の回答）
  - a 「将来の夢や目標を持っているか」について肯定的な回答が小学生81.0%、中学生73.6%
  - b 「難しいことでも失敗を恐れず挑戦している」について肯定的な回答が小学生76.1%、中学生70.2%

- c 「友達と協力するのは楽しい」について肯定的な回答が小学生 94.4%、中学生 95.2%
  - d 「人の役に立つ人間になりたい」について肯定的な回答が小学生 95.9%、中学生 96.9%
  - e 「学校に行くのが楽しいと思う」について否定的な回答が小学生 12.6%、中学生 15.1%
- (オ) タブレットを使用した授業については、学び方も変わってきており ICT 支援員を配置し教員のスキルアップに努めているほか、AIドリルを活用し児童それぞれの理解度等に応じた学力の底上げを目指している。視察した南小学校の授業では、タブレットを使ってグループで考えて問題を解くなど、ゲーム感覚の興味を持たせる工夫が見られた。

## イ 課題

- (ア) これから目指す「学力」とは何か、子どもたちの「生きる力」とは何か明確にしていく必要がある。
- (イ) 自分で考える力、何を目標に学ぶのか見いだしていくために教育課程のどの部分を重点化するか明確にする必要がある。
- (ウ) 地域や団体による学習支援のあり方に濃淡があり、これを解消していく必要がある。
- (エ) 子どものたちの学びたい「気持ち」「意欲」を支えていくためには福祉と教育との連携を進める必要がある。

## (2) 子どもの生活支援について

### ア 現状

- (ア) 市として、貧困の連鎖を断ち切るために「子どもの生活・学習支援事業」を社会福祉協議会に委託している。
- (イ) 市内には「子ども食堂」「子ども宅食」のほか、生活支援と連携した「学習支援教室」を設置しているNPO法人等がある。
- (ウ) 世代を超えて連鎖していく「貧困」は、教育格差や健康格差を生み出し地域社会に大きな影響を及ぼしているが、本市の生活困難世帯の割合は 15.9%であり、その 12.6%が一人親世帯となっている一方、生活支援が必要な子どもを持つ世帯の把握ができていない。

### イ 課題

- (ア) 支援を必要としている子どもを持つ世帯の実態把握とどのような支援を必要としているのか把握する必要がある。

- (イ) 実態把握の結果を持って、こども政策課、学校教育課、福祉課等の関係機関が連携し、市としての方針を示すために主管課を設定する必要がある。

### (3) 国民健康保険事業について

#### ア 現状

- (ア) 宮崎県全体の国民健康保険運営基金（以下「基金」という。）の保有額については、平成 29 年度と比較し令和 3 年度は 32 億 7200 万円増加し 127 億 200 万円、また一人あたりの基金保有額は、1 万 7285 円増加し 5 万 321 円となっている。なお、本市の基金については適正額保有のルールは設定されていない。
- (イ) 県内市町村のうち、令和 3 年度時点で本市の基金保有額が最も多く 26 億 3300 万円（令和 4 年度は 30 億 3100 万円）、一人あたりの基金保有額は 7 万 2000 円となっている。ちなみに宮崎市は、基金保有額は 25 億 4700 万円、一人あたりの基金保有額は 2 万 9 千円となっている。
- (ウ) 令和 6 年度に県全体で国民健康保険税水準の統一が予定されており、市は現状で基金の適正保有額は判断できないと考えている。
- (エ) 前年度の国民健康保険税を 4 分の 1 以上滞納した世帯への短期証交付数は令和元年度から減少傾向にあるが、一方で 1 年以上滞納した世帯への資格証交付数が平成 30 年度から増加している。

#### イ 課題

- (ア) 令和 6 年度に国民健康保険税水準の統一が予定されているが、基金保有額が増加してきているため、基金の適正保有のためのルールを設定する必要がある。
- (イ) 世帯が負担する国民健康保険税の軽減に関し、基金活用の方針を示す必要がある。

### (4) 学校給食センターの危機管理体制について

#### ア 現状

- (ア) 給食への異物混入については基本的な防止対策が取られているが、平成 27 年度から令和 4 年度までの 8 年間で 286 件、本年度においても 1 学期末で 21 件が発生している。また、虫の混入は令和 4 年度 13 件の報告があった。
- (イ) 給食への異物混入の原因については、一定の手続きが取られているものの原因特定が難しい事例もあり全てについて究明されていない。

- (ウ) 株式会社 学産給食（以下「受託者」という。）の従業員の適正勤務、労務環境の整備については、受託者の責任で履行されるため市としては把握していない。（※人員確保について苦慮していることは把握）
- (エ) 受託者とは対面でのモニタリングを実施し、仕様書通りの人員配置及び業務が行われているか確認を行っている。

## イ 課題

- (ア) 受託者の従業員の勤務状況、労働環境は、児童生徒に提供される給食に影響を及ぼす可能性がある。市は、委託契約書に規定している「委託事業の実施状況の把握」のために、モニタリングの手続きと定期的な実施を設定する必要がある。
- (イ) 受託者との対話機会を増やし、委託業務を適切に遂行するための課題を共有する必要がある。

## 3 調査の経過

| 日程             | 活動             | 内容   |
|----------------|----------------|--|
| 令和4年<br>3月15日  | 委員会<br>(委員間討議) | 所管事務調査事項の決定  |
| 令和4年<br>6月20日  | 委員会<br>(委員間討議) | 所管事務調査の今後のスケジュール確認   |
| 令和4年<br>7月28日  | 委員会<br>(執行部聴取) | 「子どもの学力向上について」<br>(福祉部こども課、教育委員会学校教育課)<br>「子どもの生活支援について」<br>(福祉部こども課・保育課、教育委員会生涯学習課) |
| 令和4年<br>9月7日   | 委員会<br>(委員間討議) | 所管事務調査について<br>(執行部聴取後の協議)  |
| 令和4年<br>9月16日  | 委員会<br>(委員間討議) | 所管事務調査について<br>(現状・問題点・課題点等の整理)   |
| 令和4年<br>10月26日 | 委員会<br>(委員間討議) | 所管事務調査について   |
| 令和4年<br>12月13日 | 委員会<br>(委員間討議) | 管内視察について   |
| 令和5年<br>1月24日  | 委員会<br>(管内視察)  | 「子どもの学力向上について」<br>タブレットを使用した授業の視察（南小学校）  |
| 令和5年<br>2月1日   | 委員会<br>(管内視察)  | 「子どもの学力向上について」<br>学習支援教室の現状把握<br>(山田小学校・中霧島小学校)                                      |
| 令和5年<br>3月3日   | 委員会<br>(委員間討議) | 所管事務調査の今後の方向性について  |

| 日 程                 | 活 動                    | 内 容   |
|---------------------|------------------------|---|
| 令和 5 年<br>3 月 15 日  | 委員会<br>(委員間討議)         | 社会福祉協議会との意見交換について   |
| 令和 5 年<br>4 月 27 日  | 委員会<br>(社会福祉協議会<br>聴取) | 「子どもの学力向上について」<br>「子どもの生活支援について」<br>学習支援教室の現状把握 (社会福祉協議会) |
| 令和 5 年<br>5 月 26 日  | 委員会<br>(執行部聴取)         | 「国民健康保険事業について」<br>(健康部保険年金課)                              |
| 令和 5 年<br>6 月 14 日  | 委員会<br>(委員間討議)         | 所管事務調査について  |
| 令和 5 年<br>6 月 26 日  | 委員会<br>(委員間討議)         | 所管事務調査事項の追加を決定  |
| 令和 5 年<br>9 月 4 日   | 委員会<br>(委員間討議)         | 所管事務調査について  |
| 令和 5 年<br>9 月 15 日  | 委員会<br>(委員間討議)         | 所管事務調査について  |
| 令和 5 年<br>10 月 6 日  | 委員会<br>(執行部聴取)         | 「学校給食センターの危機管理体制について」<br>(教育委員会学校給食課)                     |
| 令和 5 年<br>10 月 27 日 | 委員会<br>(委員間討議)         | 所管事務調査報告書について   |
| 令和 5 年<br>11 月 22 日 | 委員会<br>(委員間討議)         | 所管事務調査報告書について   |
| 令和 5 年<br>12 月 4 日  | 委員会<br>(委員間討議)         | 所管事務調査報告書について   |

## 4 調査の内容

### (1) 子どもの学力向上について

#### ア 学習支援教室について (福祉部こども課)

社会福祉協議会に学習支援コーディネーターを配置し、平成 30 年度から子どもの生活・学習支援事業として開始している。当初 9 か所から始まった学習支援教室だが、各地区団体の協力もあり令和 4 年度においては、全中学校区の 15 地区 16 団体で実施している。

#### イ 学習支援教室の現状について

(都城市社会福祉協議会・山田小学校・中霧島小学校)

支援が必要な子ども等に対して、将来の自立に向けた生活支援と学習支援を一貫して実施し、子ども等が抱える特有の課題に対応し、貧困の連鎖を防止することを目的に実施している。地区社会福祉協議会及び各団体で実施しており、学習支援や体験活動、レクリエーションなど活動内容は様々である。

山田小学校及び中霧島小学校の学習支援教室の視察を行い、学習支援サポーターの支援のもと、子どもたちが宿題や遊びなどの諸活動を行っている状況を確認した。

ウ 学力向上対策について

(ア) 生活・学習支援事業（福祉部こども課）

居場所の提供等を行うことで、全ての子どもに教育の機会が均等に確保され、自ら学ぶ力を養うほか、日常生活習慣や社会性、自己肯定感を育むとともに、安定した生活の確保や自立を促すことを目的としている。

(イ) 教育委員会が考える学力及び教育委員会で行っている学力向上対策について（教育委員会学校教育課）

教育委員会が考える学力とは、文部科学省によると「子供たちに求められる学力としての確かな学力とは、知識や技能はもちろんのこと、これに加えて、学ぶ意欲や自分で課題を見つけ、自ら学び、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する資質や能力等まで含めたもの」とあり、本市でも同じように捉えている。

学力向上対策の主なものは、学力アップ訪問、ALTによる語学指導、算数少人数指導、図書館サポーターの配置、授業力向上セミナーの開催、そして教育研究所による研究などが挙げられる。

(ウ) 家庭での宅習状況について（教育委員会学校教育課）

小学校は平日・休日ともに、1時間以上2時間未満が多く、中学校は平日は1時間以上2時間未満、休日は2時間以上3時間未満がもっとも多くなっている。また、全く家庭学習をしない児童生徒は平日よりも休日の方が増える傾向にある。計画的に家庭学習を行っている比率は小学校の方が高い。

(エ) 学習塾について（教育委員会学校教育課）

学習塾に通っている児童生徒は、4割程度である。小学校では、学校の勉強より進んだ内容や難しい内容を教わっている比率が高い。中学校では、学校の勉強より進んだ内容や難しい内容に加え、学校の勉強でよくわからなかった内容も教わっている比率が高い。

(オ) ICT授業導入（タブレット）について

a ICT授業導入について（教育委員会学校教育課）

子供たちは、タブレット上で自分の考えを入力して友達と端末上で考えを共有したり、分からないことは即座にインターネットで調べたりすることができるようになった。学ぶための道具が増え、同時に学び方も変わってきている。

教員のスキルアップについては、様々な研修を実施し、ICT活用指導力の向上に努めている。なお、令和4年度の2学期からICT支援員を各学校に派遣し、運用面や技術面の更なる強化を図りながら、充実した支援体制と専門的な知見からの助言等を行っている。

b タブレットを活用した授業の視察（南小学校）

授業の中では事前にグループ分けをし、タブレット上でチームごとに問題を解く、隣席とペアで協力して考えていくなどタブレットを活用していた。キーボードの入力練習については、都城市教育研究所等から推薦されたタイピングソフトを利用し、学力向上の時間や授業中、休み時間にゲーム感覚で取り組んでいた。Wi-Fiがない家庭には市のルーターの貸し出しを行っており、使用料は市が負担し、電気代は家庭に負担してもらっている。

(カ) AIドリルの導入について（教育委員会学校教育課）

児童生徒一人一人の能力や適性に応じて個別最適な学びを確保するためのデジタル教材として、令和4年度から小学校3年生以上の児童生徒にはAIドリルを導入している。AIが、問題の解答にかかった時間や、つまずきの傾向を解析して、それぞれの理解度、習熟度に応じた最適な問題を出題することで、それぞれの児童生徒の学力の底上げが期待されている。

## (2) 子どもの生活支援について

ア 生活困窮の状況について（福祉部こども課）

第2期みやこのじょう子どもの未来応援計画において、令和2年度に実施した保護者向けアンケート調査から本市の経済的に困難を抱えていると思われる世帯の判定を行い、回答者全体に占める割合が15.9%となった。

イ 生活支援について（福祉部こども課）

(ア) フードバンクについて

市は寄附を呼び掛け、集まったものを社会福祉協議会へ提供しており、社会福祉協議会は、独自の取組みとして、企業等より寄贈された食品を生活困窮者等に提供している。また、市と包括連携協定を締結している企業に、フードバンク実施者に対する食品等の寄附に協力をいただいている。

(イ) 子ども食堂について

NPOや社会福祉法人等、様々な団体が、子どもから高齢者を含む地域の方へ、無料または低額で食事を提供する「子ども・地域食堂」を実施しており、食事の提供だけでなく、子どもたち同士や地域の様々な大人と触れ合うことができる交流の場・居場所となっている。令和4年4月現在、7団体が、定期的に「こども・地域食堂」実施している。

子ども食堂の事業に対しては、「都城市こども基金活用事業」及び「都城市市民公益活動支援事業」により、公募の上、上限25万円の補助を行っている。また、国からの備蓄米支援や補助事業の情報、個人や企業からの援助の申し出を活動団体へ紹介するなど、団体等と連携を図っている。

(ウ) 支援対象児童等見守り強化事業について

支援が必要な児童等に対して、要保護児童対策地域協議会の見守りに加え、民間団体がこども宅食により居宅を訪問し、家庭状況の把握、食事の提供を通じた子どもの見守り体制の強化を図っている。生活が困難と感じる保護者からの申し出により、月に1回程度、食材の提供を行いながら支援を行っている。

ウ 放課後こども教室と放課後児童クラブの連携について

(教育委員会生涯学習課)

放課後こども教室は、全ての子供たちを対象として、放課後や週末などに、安全安心な活動拠点を設け、地域の住民の参画を得て、子供たちに勉強・スポーツ・文化芸術活動・地域住民との交流活動などの機会を提供することにより、子供たちが地域社会の中で心豊かで健やかに取り組める環境を作ることを目的としている。一方、放課後児童クラブは、就労等により保護者が昼間家庭にいない子供を対象としており、学校や児童館、保育園などの施設内で生活の場を提供し、安全な遊びの提供や生活指導などを目的としている。

本市ではこれらの両事業を一体的にまたは連携して実施する「新放課後子供総合プラン」を推進するため、都城市放課後子供総合プラン運営委員会を設置し、年に1～2回、関係課および学校関係者、各教室のスタッフ等で協議を行っている。

現状としては、人材の確保が困難であることを筆頭に、関係者間での連携体制の整備不足や、余裕教室や設備不足など様々な問題があり、未だ持続的な連携には至っていない。

エ 放課後児童クラブでの養護学校に通う児童や障害のある児童の受け入れについて（福祉部保育課）

特別支援学校から通う児童が、市内 72 ヶ所の児童クラブ中 4 クラブで 7 名を受け入れている。また、障害のある児童に関しては、全ての児童クラブで受け入れ可能である。

### (3) 国民健康保険事業について（健康部保険年金課）

ア 保険税算定方式の統一について

県は、保険給付は全国共通の制度であり、県内の被保険者が同じサービスと同じ保険税負担で受けられるようにすることが望ましいという観点から、将来的には同一都道府県内において、同じ所得水準、世帯構成であれば同じ保険税水準とする保険税水準の統一を目指している。令和 2 年 12 月に策定された第 2 期宮崎県国民健康保険運営方針にて、令和 5 年度までに統一する保険税算定方式の決定を行うこととしており、県と県内の市町村で協議を行っている。

イ 国民健康保険運営基金について

国民健康保険制度の改正により、平成 30 年度以降は県が財政運営の主体となり、安定的な運営となったことにより、決算剰余金が発生し、基金への積み立てを行っている。令和 4 年 3 月 31 日現在の基金残高は 26 億 3,261 万 7,850 円となっている。県への納付金の増加や今後統一される保険税水準による急激な税率の変更があった場合に基金の活用を考えているため、基金の適正保有額について基準がない状況である。

### (4) 学校給食センターの危機管理体制について

ア 危機管理対応について（教育委員会学校給食課）

食中毒や異物混入対策に備えた危機管理対応マニュアルを整備し、定期的に更新している。また、調理員等を対象に「予測する力・予防する力」をつけて危険を未然に防ぐため危険予知トレーニングを実施している。

イ 衛生管理体制について

a 調理員について

調理員は、専用の白衣・帽子・マスクを着用し、白衣のローラーかけ、異物等を除去するためのエアシャワー、手洗い消毒後に作業を行っている。

b 調理から配缶までの作業時について

食材搬入時の検収から調理、配缶までのそれぞれの作業時に目視

や触手により異物混入等がないか確認を行っている。配缶後、食缶を開けることはなく、コンテナに積み込み各学校のコンテナ室に搬入している。

c 施設について

作業区域を食材搬入から下処理を行う汚染区域と調理室及びコンテナ室の非汚染区域、手洗い殺菌等を行う準備室に分けられている。

調理員が汚染区域から非汚染区域に移動する時は、準備室で作業服と作業靴を取り換え、エアシャワー後、手洗い消毒を行っている。また、食材搬入口は、自動ドア及びエアーカーテン等で外部からの汚染を防いでいる。

年 18 回の害虫駆除や箱型捕獲器の設置、また、衛生害虫侵入防止策として網戸の修繕やシャッターの下部ゴムの取替などを実施している。

d 委託業者の勤務体制について

業務履行に当たり、労働基準法及び労働安全衛生法など労働関係法令や就業規則等を遵守するよう指導している。時間外勤務時は、時間外勤務手当を支給している旨を口頭で確認している。

## 5 委員会としての意見

(1) 子どもの学力向上について

「何のために学ぶのか」、「自ら考える」という点を重点化し教育課程に反映すること。

(2) 子どもの生活支援について

子どもだけを対象としても問題は解決しない。親を含めた生活支援を必要とする世帯を明確に把握し、支援のあり方を検討すること。

民間の支援団体や関係機関・関係する各課との横の連携を強化し、情報共有を行い、生活支援が必要な世帯を取り残さないようにすること。

(3) 国民健康保険事業について

基金の活用方針を定め、国保税負担の軽減のあり方について一定の考え方を示すこと。

(4) 学校給食センターの危機管理体制について

委託事業の実施状況を把握し給食の安定的な提供を確保するために、栄養教諭等による確認を徹底し、委託業務に関しモニタリングの手続き

と定期的な実施を設定すること。